

食中毒の発生について

平成26年8月27日
京都府健康福祉部
生活衛生課 電話:075-414-4759
京都府丹後保健所
環境衛生室 電話:0772-62-1361

8月25日(月)、京丹後市内の医療機関から丹後保健所への連絡により食中毒疑い事例の発生を探知し、丹後保健所が直ちに調査した結果、飲食店が調理した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、丹後保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたので、お知らせします。

1 探知の概要

8月25日(月)午前8時40分頃、京丹後市内の医療機関から丹後保健所に対し、「8月24日の昼に仕出し弁当を食べた者が体調不良になり受診している。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午前9時現在)

- (1) 初発日時 8月24日(日)午後2時30分頃
- (2) 有症者 ・ 2グループ(37名)のうち、20名
(男性9名:43~85歳、女性11名:16~80歳)
・ 上記のうち5名が医療機関を受診。入院者はなく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 下痢、嘔吐、吐き気
- (4) 病因物質 調査中
- (5) 原因食事 8月24日(日)に飲食店で調理された食事
〔主なメニュー 刺身(かんぱち、マグロ、イカ、エビ)、天ぷら、サラダ、
煮物、茶碗蒸し等〕

3 原因施設

- (1) 屋号 喜久屋旅館
- (2) 所在地 京丹後市丹後町成願寺1163
じょうがんじ
- (3) 営業者 坪倉 正明
つばくら まさあき

4 原因施設の特定期間

- (1) 有症者の発症状況が類似していた。
- (2) 飲食店で調理された食事以外に共通食がない。
- (3) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 丹後保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分

(8月27日から8月29日までの3日間)

※なお、営業者は、8月26日から営業を自粛しております。